

【公表】

整理番号	14
契約番号	6農振財契第299号
件名	小型空撮用ドローンの購入
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
納入場所	東京都青梅市河辺町6-4-1 東京都青梅合同庁舎3階 公益財団法人東京都農林水産振興財団 花粉対策室
概要	ドローン 1式 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和6年8月30日(金)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年7月3日(水) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和6年6月13日(木)午前10時から令和6年6月20日(木)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとしします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 花粉対策室 住所 東京都青梅市河辺町6-4-1 電話 0428-20-8134

仕 様 書

件 名 小型空撮用ドローンの購入

納入場所 東京都青梅市河辺町 6-4-1 東京都青梅合同庁舎 3 階
公益財団法人東京都農林水産振興財団 花粉対策室

納入期限 令和 6 年 8 月 30 日

仕 様 1 ドローン 1 台

(1) ドローンの調達条件

- ア 航空法における「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の 4-1-1 に準じた構造であること。
- イ 製造企業はセキュリティの観点から ISO27001（情報セキュリティ）または JISQ27001 の認証を取得していること。
- ウ 機体は、ISO15408 に準拠したセキュリティ対策を行っていること。

(2) 機体性能

- ア 風速 12m/秒の環境下でも飛行できる耐風性能を有すること。
- イ IP43 以上の防塵防水性能を有していること。
- ウ 取付装置、積載品及びバッテリーを搭載した状態で 20 分以上飛行できること。
- エ GNSS により自立制御を行うこと。SLAS/SBAS を搭載していること。
- オ 無線操縦装置のスロットルを中立としたときに、その位置にとどまること。
- カ 離陸前に指定した飛行経路に対して自律飛行を行い、撮影や写真測量ができること。
- キ 機体と操縦装置の通信が途絶した場合に、その地点において静止する機能又は離陸地点上空に自動回帰する機能を有すること。
- ク GPS 等受信衛星数又は衛星捕捉状態、バッテリーの電圧及び位置などの機体の状況が地上に伝送され確認できること。
- ケ 自動で離着陸する機能を有すること。
- コ 前方・上方の衝突回避センサーが備えられていること。
- サ 機体と地上設備の無線は 2.4GHz を使用し、障害物や電波干渉がない状況下において通信可能見通し距離は 4 km 以上であること。
- シ 第三者によって容易に解読又は機体への不正な指示介入ができない方式であること。
- ス フライトに関する情報は全て日本国内で処理されており、フライトに関する情報が日本国法の適用されない場所に送信、又は日本国法の適用されない場所から操作される恐れがないこと。
- セ 飛行中は常に無人航空機本体に飛行ログを保存しており、万が一の落下の際には飛行ログ等からその原因調査が可能な仕様であること。
- ソ 機体識別するためのリモート ID を確認できる機構が本体内部に備えられて

いること。

タ カメラの向きを地上から無線で2軸以上を制御する機能及び安定した動画像を得ることが出来る防振性を有すること。

チ 飛行中の映像を地上へ伝送し、送信機等でリアルタイムの映像を確認できる映像伝送装置が付いていること。

ツ 片手で持ち運び可能な重量（約2kg以下）であること。

(3) カメラ性能

ア 静止画：有効画素数2,000万画素以上であること。

動画撮影画質：4K/30pでの撮影が可能なこと。

イ センサーサイズ：1inch以上であること。

ウ 撮影した画像データに位置情報を持たせることができること。

(4) 付属装置

ア 無線を使用する装置については、総務省の技術適合証明を取得した無線機又は、総務省の落成検査に合格した無線機を使用すること。

イ 映像が伝送されるスマートフォン等を操縦装置に取付できること。

(5) 設定・監視装置（基地局ソフトウェア）

ア 次の各号に掲げる自律飛行経路を設定する機能を有すること。

(ア) 自律飛行の経路を設定する機能として、日本全国の住宅地図又は航空写真を備え、その地図上で経路を指定できること。

(イ) 直線及び円形状の飛行経路を容易に設定できること。

(ウ) 飛行高度及び飛行速度の設定ができること。

イ 飛行中のGNSSの衛星捕捉数又は衛星捕捉状況、飛行高度、飛行速度、バッテリー残量などの機体の状況をリアルタイムで確認する機能を有し、当該状況が異常であるときに警報を表示又は、警報音を発する機能を有すること。

ウ 自律飛行中に一時停止及び飛行再開の機能を有すること。

エ 機体と操縦装置の通信が途絶した場合に、離陸地点上空に自動回帰する機能を有すること。その他の機能として、自動航行時にあらかじめ設定した緊急着陸地点にプロポを使用せずに自動で移動し、着陸が行える機能を有すること。

オ 自動離着陸する機能を有すること。

カ 離陸地点に自動的に帰還する機能を有すること。

キ プロポの位置に自動的に帰還する機能を有すること。

ク バッテリーによって駆動すること。

コ カメラの設定や操作、ジンバル操作についてはGCS端末のアプリ内で行えること。

シ オーバーラップ、サイドラップを指定した自動飛行が可能で、指定したパーセンテージで撮影が可能なこと。

(6) 付属品

プロペラ、バッテリー等の基本の付属品を含むこと。

2 ドローン付属品等

ア 予備プロペラ 2台分(8枚)

イ 予備バッテリー 1個

ウ プロペラガード 2個

エ スマートコントローラー 1台

オ 光学ズームカメラ 1台

カ microSDカード(32GB以上) 1個

キ 収納ケース(ハードタイプ) 1個

ク ア～キについて、本仕様書に基づいて購入するドローンに適応した製品であること。

その他 1 環境により良い自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対象地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装着証明書等の提出又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

2 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

3 支払い方法

納品後検査を行い、合格と認定したのち適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

4 東京都グリーン購入推進方針

別紙1のとおり

5 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、財団と協議して決定する。

連絡先 〒198-0036 東京都青梅市河辺町6-4-1
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 花粉対策室
TEL: 0428-20-8134

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの